

平成 27 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ プ ト ロ ム
代表者名 代表取締役社長 三浦 一博
(コード番号：7824 名証セントレックス)
問合せ先 専務取締役 大村 安孝
(電話番号 022 - 392 - 3711)

(訂正)「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント

条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 25 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」(以下「当該開示」といいます。)でお知らせいたしました第4回新株予約権の募集に係る有価証券届出書(以下「当該有価証券届出書」といいます。)の訂正届出書を、本日提出いたしました。よって、当該開示につきましても、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正に至った詳細な経緯はあらためて報告致します。

1. 訂正の概要

当社は、当該開示において、割当予定先であった合同会社社会コンシェルジュに係る反社会的勢力等に関する信用調査会社の調査結果について、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー、所在地：東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号、代表取締役：荒川一枝)に調査を依頼し、その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主が「反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」としておりましたが、当該信用調査会社から、当該割当予定先の主要株主において、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当ありとの報告がございました。しかしながら、当社は、当社の判断において、株式会社名古屋証券取引所よりの照会があったにもかかわらず、その調査会社からの該当ありとの報告があった旨、及び、当社において行った反社会性の判断過程についても相談・報告せず、当該開示や当該有価証券届出書にその調査結果を記載致しませんでした。そして、当社の判断の結果のみを記載してしまいました。以上により、当該開示及び当該有価証券届出書を訂正すること致しました。

2. 訂正内容

訂正箇所につきましては、__下線を付しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成 26 年 2 月 27 日現在)

(16 ページ)

(訂正前)

① 名称 合同会社 社会コンシェルジュ

〈略〉

※合同会社社会コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー)に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。当社としては、割当予定先が反社

会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

〈後略〉

(訂正後)

① 名称 合同会社 会社コンシェルジュ

〈略〉

※合同会社会社コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主である株式会社志夢またはその代表取締役である児島幸恵氏そのものが反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。しかしながら、合同会社会社コンシェルジュの主要株主である株式会社志夢の代表取締役である児島幸恵氏、および合同会社会社コンシェルジュのグループ企業である株式会社アンビシャスグループについて、逮捕・実刑を受けた関係者（以下「A氏」といいます。）と以前関係があり、現在も当該A氏との関係性が存続しており、実質的経営者であると思われる旨の記載がされており、また当該A氏が、証拠はないが反社会的勢力等と関係を持っているはずであるという風評があることが示唆されておりました。さらに、株式会社志夢の役員にA氏の子息2人が就任しているという記載がありました。その上で、株式会社トクチョーの意見として、「当社及び代表取締役の児島氏は増資引受先として適格な相手方と言うことはできない」との記載がございました。

当社はA氏なる人物については、当時面識はありませんでしたが、主に資金使途として記載のある株式会社未咲の株式取得についての社外アドバイザー名目の担当者として、当時から面識のあったB氏について、株式会社トクチョーの報告書にある記載に合致する可能性のあるA氏と同じ人物ではないかとの疑念がありました。そこでまず、平成25年12月20日頃に、当社上代取締役が紹介者である蕨澤政男公認会計士の事務所に、アンビシャス企業グループの評価についてヒアリングするために訪問しました。その場において、調査報告書に問題ありとの記載があったことを告げ所見を尋ねたところ、蕨澤政男公認会計士より「私としては、アンビシャスグループに問題があるとは思っていません」との回答を得ましたので、それ以上はあえて、蕨澤政男公認会計士に対して、A氏とB氏の同一人物性については質問をしませんでした。理由としては、当社としてはファイナンスを進めたかったという動機がありましたので、蕨澤公認会計士がアンビシャス企業グループについて問題がないと答えてくれれば、アンビシャス企業グループについての反社性を払拭できるので、そのように答えてもらえるような質問のみしました。

加えて、当社は株式会社トクチョーに記載のあった記載に関する疑念を解消する努力をすべく、平成25年12月末頃当社の上代浩司取締役が児島幸恵氏と面談し、当該記載についてヒアリングを行いました。ヒアリングの結果、児島幸恵氏から、アンビシャス企業グループおよび個人としてA氏と過去に関係はあったが、A氏の逮捕実刑により現在は関係を断絶しているとお答えを頂戴しました。なお、当時、A氏と同一人物であるという疑念があったB氏に対しての直接のヒアリングは、行っておりませんでした。

さらに、児島幸恵氏とのヒアリング後、当社において、やはりA氏との現在の関係や反社会勢力との関わりあいの有無については、当事者のヒアリングだけではまだ不安が残ると思え、念のため蕨澤政男公認会計士に紹介頂いた、株式会社トクチョー以外の第三者の信用調査会社（株式会社セキュリティ&リサーチ、所在地：東京都港区赤坂 2丁目8番11号、代表取締役：羽田寿次）に対しても、株式会社アンビシャスグループおよびその代表取締役児島幸恵氏の調査を依頼し、その際にA氏との関係が現在も存続しているという

他社調査報告があることをあらかじめお話しした上で、それを前提として調査して頂くように依頼致しました。その調査結果としても、株式会社アンビシャスグループの役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報も、株式会社アンビシャスグループとA氏との関わりを示す情報にも該当はありませんでした。

以上の結果を顧問弁護士と相談しましたところ、以下のアドバイスを頂きました。(i) A氏なる人物が反社会的勢力に該当するか否かについて思うに、逮捕・実刑があればすべて反社会勢力と認定されるわけではない。ファイナンスの場合の反社というのは、本来的に暴力団等に加えて反市場勢力を想定している。それは過去に金融犯罪を犯したり、不正ファイナンスや金融商品取引法系の事件を起こした者やこれから起こしそうな疑いがある者を想定している。会社から資料(株式会社トクチョー報告書及びインターネットの検索によるニュース記事等)を見せてもらったA氏の過去の犯罪は金融犯罪とは思われないので、自分としては反社・反市場勢力とまでは言えないと考える。(ii) A氏と反社会勢力との関わり合いについては、「証拠がない」との記載どおり、推論でしかなく、事実として取り扱う必要はない(iii) A氏と代表取締役の個人的関係も必ずしも根拠が示されていない(iv) 結論としては、株式会社アンビシャスグループが反社会勢力とまでは言えないと思う。

その上で、当社において検討しました結果、株式会社トクチョーの報告書に記載されていた内容について株式会社アンビシャスグループの代表取締役児島幸恵氏がヒアリングにおいてA氏との現在の関係を明確に否定したこと、別調査会社の調査においてはA氏とアンビシャス企業グループとの間で現在も関係があるという他社調査報告があることを前もって説明し、それを前提に調査依頼した結果、他社調査報告の根拠となる事実が発見されなかったこと、フィナンシャルアドバイザーであるファーストメイク・リミテッド株式会社にアンビシャス企業グループを紹介したのが公認会計士であったこと、合同会社社会社コンシェルジュの代表取締役の福田徹氏は大学の非常勤講師もしており社会的な信用性があること、弁護士の意見からA氏は反社会勢力とは言えないと考えたこと、A氏の子息と思われる2名の役員については、A氏が反社会勢力ではない以上、子息も反社会勢力ではないと考えられること等から総合的に判断し、当社は合同会社社会社コンシェルジュ、その親会社、およびその代表取締役児島幸恵氏は、現在A氏との関係性がなく、その他の反社会勢力等との関わりはないものと判断しました。

以上から、当社は、合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断致しました。

そして当社は、その判断に至ったプロセス(調査、検討等)について、東北財務局および名古屋証券取引所に報告・相談すべきであったところ一切報告せず、判断した結果のみを有価証券届出書および適時開示にて開示してしまいました。

なお、その後、平成27年3月5日に東北財務局の指導により、B氏がA氏と同一人物ではないか確認するため、平成27年3月5日に当社大村安孝専務取締役がB氏に架電し、A氏と同一人物であるかを直接確認しました。その結果、B氏がA氏であることの確証を得ました。平成26年2月27日付の適時開示の際の判断としては、A氏が反社会勢力ではないという判断であったため、A氏=B氏であったことが判明したとしても、前記のとおり合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断したという結論において現時点でもなんら変わることはございません。また、平成26年2月27日付の適時開示時点におけるA氏の反社会性についても、当社は、上記顧問弁護士の意見から問題ないと考えております。当社としては、割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

〈後略〉

以上